

子育て短期支援事業(ショートステイ)について

子育て短期支援事業は、保護者の疾病その他の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を、市と契約した児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

○利用対象者

満18歳未満の児童の保護者（児童を現に監護する方）で、次のいずれにも該当する方

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 次の理由により、家庭で対象児童を養育することが一時的に困難であると市長が認めた方
 - ア 疾病、育児疲れ、育児不安その他の身体上または精神上の理由
 - イ 出産、看護、事故、災害、失踪その他の家庭養育上の理由
 - ウ 冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加その他の社会的な理由
 - エ その他の理由

【注意】 下記の(1)～(4)に該当する児童の場合は利用が出来ません

- (1) 感染症その他の感染性疾患を有し、他の児童等に伝染するおそれがある場合
- (2) 疾病等により、医療機関で治療を受ける必要があると認められる場合
- (3) 専門的な看護等を必要とし、集団での生活が困難であると認められる場合
- (4) 委託した施設において養育することが困難であると認められる場合

○利用期間

1回当たり7日間以内。原則として利用者が児童養護施設等へ送迎を行います。

○利用の登録

事業の利用を希望する方は、利用登録申請書をこども課に提出し、事前に利用登録をしてください。

○利用の申請

登録後、施設の利用を希望する方は、利用申請書をこども課に提出してください。

※利用希望日時に施設に空きがない場合など、利用できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※入所施設等、詳しくは下記までお問い合わせください。

申請・問 **本庁** こども課こどもG ☎52-1111 内線137

平成30年度 腹部超音波検診(5月申し込み)のお知らせ

《平成30年度の変更点》

① 申込期間内に電話申込みが必要です ② 住民健診追加健診では腹部超音波検診は実施しません

平成30年度腹部超音波検診は平成31年2月5日までの期間で実施する予定です（詳しくは、「平成30年度各種健(検)診について」をご覧ください）。

○5月申し込み 腹部超音波検診日程

検診日	場 所	申込期間	申込先
7月18日(水)	大宮東部地区コミュニティセンター	5月22日(火) ～5月31日(木)	健康推進課 ☎54-7121(代) 平日8:30～17:15
7月30日(月)	総合保健福祉センター(かがやき)		

○申込方法 申込期間に電話またはインターネットで申し込みください。

○検診当日の受付時間 7:00～11:00 ※詳しくはお申し込みの際にご確認ください。

○対象年齢 40歳以上 ※年齢については、平成31年3月31日までに達する年齢です。

○個人負担金 1,000円

○検診当日持参するもの

バスタオル、個人負担金、総合検診票（申し込みされた方に送付します）

○その他

- ・予約のない方の受診はできません。必ず事前に申し込みください。
- ・各日受診可能人数に達した場合は、申込期間内でも申し込みを終了します。また、申込人数が予定人数に達しない場合、受付時間や予約日の変更をお願いする場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・申し込み後の 検診日程の変更・キャンセルは必ずご連絡ください。
- ・平成30年度から住民健診追加健診で腹部超音波は実施しませんのでご注意ください。

申込・問 **かがやき** 健康推進課健康推進G ☎54-7121